



COVID-19 関連法令 (十五)

納税義務者がCOVID-19の影響を受け、法定期間内に申告納税を完了できない場合、各種国税の申告納付期限は2021年5月から7月まで延長される

新型コロナウイルス(COVID-19)の拡大を受け、財政部は納税義務者の権益を守るため、2021年5月から7月の各種税目の申告納付期限の延長を公告しました。

財政部の説明によると、**税金徴収法第10条**の規定に基づき、自然災害や突発事象の影響で、法定納税期間内に納税できない場合、管轄税務当局は実情に応じて納税期間の延長を公告することが出来ます。納税義務者、源泉徴収義務者、事業責任者、会計責任者又は委任を受けて申告する会計士等が、COVID-19により隔離治療、在宅隔離、在宅検疫、集中隔离又は集中検疫(以下、「治療、隔離又は検疫」)を受けた等の事由により、法定期間内に申告納税を完了できない場合、財政部は自動的に申告納付期限を延長します。

一. 適用対象

個人	法定の申告納付期間中に治療、隔離又は検疫を受けた者。
営業者、製造業者、営利事業者又は教育、文化、公益、慈善機関又は団体(家屋税は非法人団体も含む)	その責任者、会計責任者又は委任を受けて申告する会計士、記帳士、記帳及び税務申告代理人が、法定の申告納付期間中に治療、隔離又は検疫を受けた者。
源泉徴収義務者	本人、会計責任者又は委任を受けて申告する会計士、記帳士、記帳及び税務申告代理人が、法定の申告納付期間中に治療、隔離又は検疫を受けた者。

二. 適用される税目及び延長期限(付表を参照)

申告納付期間	従来の申告納付期限	延長後の申告納付期限
2020年度営利事業所得税確定申告	2021年5月1日から5月31日	2021年6月30日
2020年度個人所得税確定申告	2021年5月1日から5月31日	2021年6月30日
営利事業所得税確定申告、清算申告、特殊会計年度確定申告及び中間納付申告	2021年8月2日より前の申告期限日	30日間延長

申告納付期間	従来 of 申告納付期限	延長後の申告納付期限
営業税、貨物税、たばこ・酒税、特種貨物及び役務税	2021年5月1日から5月17日	2021年5月31日
	2021年6月1日から6月15日	2021年6月30日
	2021年7月1日から7月15日	2021年8月2日
個人家屋土地取引所得税 (房地合一所得税)	家屋及び土地の所有権移転登記日又は家屋使用権取引日の翌日から30日以内 (2021年8月2日より前の申告期限日)	30日間延長
2021年第1四半期に査定・課徴する営業税	2021年5月1日から5月10日	2021年5月31日
月ごとに査定・課徴する営業税	2021年5月1日から5月17日	2021年5月31日
	2021年6月1日から6月15日	2021年6月30日
	2021年7月1日から7月15日	2021年8月2日
2021年期家屋税	2021年5月1日から5月31日	2021年6月30日
源泉税徴収義務者が毎月10日までに国庫に納付する前月の徴収税(居住者)	2021年5月1日から5月10日	2021年5月31日
	2021年6月1日から6月10日	2021年6月30日
	2021年7月1日から7月12日	2021年8月2日
源泉税徴収義務者が台湾国内に居住していない個人又は台湾国内に固定営業場所を設置しない営利事業者に源泉税対象所得を支給する場合に、税金代行徴収日から10日以内に国庫に納付し源泉徴収票を申告する必要がある徴収税(非居住者)	税金代行徴収日から10日以内 (2021年8月2日より前の申告期限日)	20日間延長

三. 添付証明書類(事前申請は不要)

納税義務者が申告・納付する税金	納税義務者は延長後の期限までに、主務機関発行の隔離治療通知書、隔離通知書又は検疫通知書等の関連証明書類を添付し、申告書及び添付関連書類と併せて、管轄税務当局へ申告・納税すること。
税務当局が査定・課徴する税金	納税義務者は延長後の期限までに、主務機関発行の隔離治療通知書、隔離通知書又は検疫通知書等の関連証明書類を添付し、管轄税務当局で納税期間の延長手続を行うこと。

新型コロナウイルス(COVID-19)の拡大に対応するため
2021年5月から7月までの各種国税申告・納付期限の延長に関する明細表

適用対象				
1. 個人:法定申告・納税期間において隔離治療、在宅隔離、在宅検疫、集中隔離又は集中検疫を受けた者。 2. 営業人、製造業者、営利事業者又は教育、文化、公益、慈善機関又は団体:その責任者、会計責任者又は委任を受けて申告する会計士、記帳士、記帳及び税務申告代理人で、法定の申告納付期間中に隔離治療、在宅隔離、在宅検疫、集中隔離又は集中検疫を受けた者。 3. 源泉徴収義務者:本人、会計責任者又は委任を受けて申告する会計士、記帳士、記帳及び税務申告代理人で、法定の申告納付期間中に隔離治療、在宅隔離、在宅検疫、集中隔離又は集中検疫を受けた者。				
適用税目	従来の申告納税期間	延長後の申告納税期間		
所得 税	2020年度個人所得税確定申告	2021年5月1日から5月31日	2021年6月30日	
	2020年度営利事業所得税確定申告	2021年5月1日から5月31日	2021年6月30日	
	営利事業所得税確定申告、清算申告、特殊会計年度確定申告及び中間納付申告	2021年8月2日より前の申告期限日	30日間延長	
	個人家屋土地取引所得税 (房地合一所得税)	家屋及び土地の所有権移転登記日又は家屋使用权取引日の翌日から30日以内 (2021年8月2日より前の申告期限日)	30日間延長	
	源泉税徴収代行義務者が毎月10日までに国庫に納付する前月の徴収税(居住者)	2021年5月1日から5月10日	2021年5月31日	
		2021年6月1日から6月10日	2021年6月30日	
		2021年7月1日から7月12日	2021年8月2日	
源泉税徴収代行義務者が台湾国内に居住していない個人又は台湾国内に固定営業場所を設置しない営利事業者に源泉税対象所得を支給する場合に、税金代行徴収日から10日以内に国庫に納付し源泉徴収票を申告する必要がある徴収税(非居住者)	税金代行徴収日から10日以内 (2021年8月2日より前の申告期限日)	20日間延長		

消費税	2021年第1四半期に査定・課徴する営業税	2021年5月1日から5月10日	2021年5月31日
	月ごとに査定・課徴する営業税	2021年5月1日から5月10日	2021年5月31日
		2021年6月1日から6月10日	2021年6月30日
		2021年7月1日から7月12日	2021年8月2日
	4月の営業税(月ごとを含む)	2021年5月1日から5月17日	2021年5月31日
	5月の営業税(月ごとを含む)	2021年6月1日から6月15日	2021年6月30日
	6月の営業税(月ごとを含む)	2021年7月1日から7月15日	2021年8月2日
	3-4月期営業税	2021年5月1日から5月17日	2021年5月31日
	5-6月期営業税	2021年7月1日から7月15日	2021年8月2日
	貨物税、たばこ・酒税、特種貨物及び役務税	2021年5月1日から5月17日	2021年5月31日
2021年6月1日から6月15日		2021年6月30日	
2021年7月1日から7月15日		2021年8月2日	
2021年期家屋税	2021年5月1日から5月31日	2021年6月30日	
その他	納税義務者である個人又は事業者、生産製造業者、営利事業者又は教育、文化、公益、慈善機関或いは団体の責任者、会計責任者、源泉徴収義務を有する部門上長又は委任を受けて申告する会計士、記帳士、記帳及び税務申告代理人等が前述の申告・納税期限延長期間の満期時になお隔離治療を受けている場合、その申告・納税期限は隔離治療終了日の翌日から20日後まで延長することができる。		
申請手続及び添付証明書類	納税義務者が申告・納付する税金	納税義務者は延長後の期限までに、主務機関発行の隔離治療通知書、隔離通知書又は検疫通知書等の関連証明書類を添付し、申告書及び添付関連書類と併せて、管轄税務当局へ申告・納税すること。	
	税務当局が査定・課徴する税金	納税義務者は延長後の期限までに、主務機関発行の隔離治療通知書、隔離通知書又は検疫通知書等の関連証明書類を添付し、管轄税務当局で納税期間の延長手続を行うこと。	

KPMG Taiwan Network

台北事務所

日本業務組連絡先 日本語対応可能

台北市11049信義区

信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市300091

科学园区展業一路11号

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

台南事務所

台南市700002中区

民生路2段279号16F

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市40758西屯区

文心路二段201号7F

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市801647前金区

中正四路211号12Fの6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

Contact us

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 2 8758 9946 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 2 8758 9688 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 2 8758 9995 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 2 8758 9794 内線番号 : 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 2 8758 9992 内線番号 : 00584

E etsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8758 9780 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

坂本 幸寛

T +886 28758 9751 内線番号 : 19065

E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 2 8758 9926 内線番号 : 17640

E ryosukesuma@kpmg.com.tw

home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

発行責任者 : 林 琇宜 統括 / KPMG台湾